

無通帳口座特約

1. 特約の適用範囲等

- (1)この特約は当組合の「無通帳口座」に適用される事項を定めます。
- (2)この特約は、「総合口座取引勘定」および「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」（以下、「普通預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとしします。
- (3)この特約に定めがない事項に関しては「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「カード規定」、「インターネットバンキング利用規定」など関連する規定（以下、総称して「関連規定」といいます。）により取り扱います。
- (4)この特約において使用される語句は、この規定において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2. 無通帳口座

- (1)無通帳口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座をいいます。
- (2)普通預金口座の開設にあたっては、当組合所定の手続きにより通帳が発行されている普通預金口座（以下、「有通帳口座」といいます。）のほか、無通帳口座を選択できるものとしします。
- (3)無通帳口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行および「こうしんインターネットバンキングサービス」（以下、「個人IB」といいます。）または「しんくみアプリ With CRECO（クレコ）」（以下、「CRECO」といいます。）を必須とします。

3. 入出金明細の照会

- (1)無通帳口座の入出金明細は、個人IBまたはCRECO（以下、総称して「個人IB等」といいます。）にてお客さま自身が照会することとし、定期的な取引明細は発行しません。
- (2)個人IB等にて確認できない入出金明細は、窓口における当組合所定の手続きにより確認することができます。この場合、当組合所定の手数料をいただきます。

4. 有通帳口座から無通帳口座への切替え

- (1)お客さまは、有通帳口座を無通帳口座に切り替えることができます。ただし、無通帳口座に切り替える預金口座についてキャッシュカードを発行していないおよび個人IB等を契約していない場合はお申し込みいただくことができません（キャッシュカードの発行および個人IB等を無通帳口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます）。
- (2)有通帳口座を無通帳口座へ切り替えた場合、有通帳口座の通帳は無通帳口座へ切り替えた時点でご使用いただけなくなります。

5. 無通帳口座から有通帳口座への切替え

- (1)お客さまは、当組合所定の手続きにより無通帳口座を有通帳口座に切り替えることができます。この場合、当組合所定の通帳発行手数料をいただきます。
- (2)当組合は、通帳発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当組合所定の方法により無通帳口座から切り替えられた有通帳口座から引落としすることができるものとしします。
- (3)無通帳口座を有通帳口座に切り替えた際の通帳の記帳明細は切り替えた日および時間か

らの明細を記帳します。これ以前の明細は、窓口における所定の手続きにより確認することができます。この場合、当組合所定の手数料をいただきます。

6. 預金の預入れ、払戻し、解約等

- (1)窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合には、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当組合所定の手続きを求めることがあります。
- (2)窓口での預金の預入れにおいて、キャッシュカードの提出がない場合、当組合所定の振込手数料を申し受ける場合があります。
- (3)前(1)のほか、有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当組合所定の手続きを求めることがあります。
- (4)窓口において提出されたキャッシュカードが、当組合がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ取り扱った場合、その取扱いにより生じた損害については、カード規定第10条、および第11条に定める場合を除き、当組合は責任を負いません。

7. 無通帳口座に係る個人IB等の解約・ご利用口座の削除

- (1)無通帳口座がご利用口座として登録されている個人IB等を解約、または無通帳口座をご利用口座から削除（以下、総称して「個人IB等の解約等」といいます。）した場合、個人IB等で当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、無通帳口座を有通帳口座へ切り替えたうえで個人IB等の解約等を申し込みしてください。
- (2)個人IB等の解約等により確認できなくなった無通帳口座の入出金明細は、窓口における当組合所定の手続きにより確認することができます。この場合、当組合所定の手数料をいただきます。
- (3)無通帳口座であってもこうしんインターネットバンキング利用規定に定める当組合からの解約・取引停止事由に該当する場合、当組合はお客さまに通知することなく個人IBを解約・取引停止します。これにより確認できなくなった無通帳口座の入出金明細は、窓口にて当組合所定の手続きにより確認してください。この場合、当組合所定の手数料をいただきます。

8. 総合口座取引の取扱い

無通帳口座は、当組合所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。この場合、総合口座取引規定1.(1)に定める定期預金は別冊定期預金通帳にて取扱います。

9. 特約の変更

この特約は、金利情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、内容を変更または改廃できるものとします。この場合、当組合は変更後の特約をホームページへ掲載すること等、当組合所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします

以上

(2026年2月2日現在)

(無通帳口座特約)